



法務能力向上/半日・1日研修

地方自治法・地方公務員法研修 ～法令を学び、理解し、活用する～

対象：新規採用職員～採用後3年目までの職員

時間：各法律ごとに3時間～7時間

＞本研修の概要とねらい

地方公共団体の事務は全て法令に基づくことから、地方公務員にとって、法令に関する知識、解釈、応用等の法務能力は必須となっています。

本研修では、法務能力向上の第一歩として、基本法令である地方自治法及び地方公務員法について、目的、体系及び条文の規定に関する知識を深めるとともに、実際に仕事をする中で、両法に基づいた職務遂行ができる解釈力と応用力を身に付けていただきます。

＞主なコンテンツ

- ・地方自治の本旨(住民自治と団体自治)
- ・日本国憲法と地方自治法と地方公務員法
- ・地方自治法の目的(民主的かつ能率的な行政の確保)
- ・地方自治法の基本的事項(地方公共団体の目的、役割、種類)
- ・地方自治法の体系
 - ① 地方公共団体の執行機関と議会
 - ② 地方公共団体の自主行政権(事務、財務、公の施設)
 - ③ 地方公共団体の自主立法権(条例、規則等)
 - ④ 地方公共団体に関わる人(主体となる住民、職員)
- ・住民のために(全力で公平公正な職務遂行)
- ・成果を生み出す3つの柱(人材・コンプライアンス・スクラップ)
- ・地方公務員法の目的(地方自治の本旨の実現)
- ・地方公務員法の基本的事項(公務員の種類、人事機関、人事行政)
- ・地方公務員法がめざす職員
 - ① 安心して働く職員(任用、給与等勤務条件、分限・懲戒等)
 - ② 成長し、活躍する職員(人事評価、研修)
 - ③ 住民から信頼される職員(服務)

※詳細は裏面プログラム案をご参照ください。

＞演習/実習の内容

各コンテンツに沿って、個人又はグループワークを行います。

＞講師からの一言

受講者のみなさんは、地方公務員として、法務能力の向上に不断の努力をしていただかなければなりません。

本研修は、地方自治法と地方公務員法について理解を深めることはもとより、地方公共団体の目的実現に向けて、みなさんが職場で、両法に基づいた行動することを目的としています。

地方公共団体の目的は、住民のため、仕事の成果を出し続けることです。そのため、職員は、全力で、かつ公平公正に働くことが求められます。

「どうして職員は働かないのか」等の具体的事例をお示しながら、受講者の行動につながる「気づき」を持っていただく講義に努めます。



一般社団法人 日本経営協会
講師 宮脇 俊夫
(みやわき としお)

神戸大学経営学部経営学科卒業

明石市役所に39年間勤務し、主に人事及び政策部門に従事。

主な職歴として、人事課長、職員室長、職員改革担当部長、総務部長、政策部長、理事(総合戦略担当)、政策局長を経験し、

2019年 副市長に就任、
2022年 副市長を退任。

人事担当18年間において、「まずはやってみよう、変えてみよう」をモットーに、当時では先駆的な民間経験者採用や人物重視の採用をはじめ、人事評価制度を根幹とした人材育成型人事制度の構築に取り組む。

理事、政策局長として、「こどもを核としたまちづくり」を最重点施策とする「総合戦略」と「長期総合計画」の策定と推進を担当。

現在は、これまでの経験を活かし、人材育成や組織改革及び地方創生SDGs等の変革に取り組む全国の自治体において講師として活動中。

【専門】

公務員倫理、コンプライアンス、リスクマネジメント、人事評価制度、人事労務管理、組織マネジメント、キャリアデザイン、各階層別研修(新人～管理職～幹部職員～定年引上げ等職員)、採用面接、地方自治制度、地方公務員制度、SDGsのまちづくり、政策立案執行、事業のスクラップ

地方自治法・地方公務員法研修

－研修プログラム案－

講義テーマ	主なコンテンツ
自己紹介(講師経歴) はじめに	➤やさしいまちの激熱市長の下で ➤事例:明石大蔵海岸事故から組織とまちの再生へ
I 地方自治の基本原理 ・地方自治の本旨 ・日本国憲法と地方自治法と地方公務員法	➤住民自治と団体自治 ➤地方自治法は組織、地方公務員法は職員の基本
II 地方自治法 1 地方自治法の目的 2 地方自治法の体系 3 地方自治法の基本的事項 ・地方公共団体の目的 ・地方公共団体の種類 ・大都市に関する特例	➤民主的かつ能率的な行政の確保 ➤執行機関と議会、自主行政権、自主立法権、住民
《ワーク》「あなたが行いたい業務改善」	➤住民の福祉の増進 ➤普通地方公共団体と特別地方公共団体 ➤政令指定都市、中核市
4 地方公共団体の執行機関と議会 ・執行機関の構成、権限 ・長、補助機関、行政委員会・委員 ・議会の構成と運営 ・議会の権限と機能 ・長と議会の関係 ・長に対する不信任と長の議会解散権	➤執行機関の多元主義と一体性の原則 ➤長の総合調整権、事務処理の権限、代表権 ➤会議運営の原則、一会期の流れ ➤事例:議員の声は住民の声、時代の声 ➤長の拒否権、再議、専決処分 ➤事例:平行する二つの考え
《ワーク》「長の権限拡大と議会のあり方」	
5 地方公共団体の自主行政権 ・地方公共団体の事務 ・地方分権改革 ・事務移譲、権限移譲、事務処理特例 ・市町村に対する国又は都道府県の関与 ・基礎自治体として ・地方公共団体の財務 ・予算、収入と支出、決算 ・契約 ・財産、債権 ・公の施設	➤市町村優先の原則・補完性の原理 ➤自治事務と法定受託事務 ➤自己責任・自己決定権の拡充 ➤関与法定主義、関与の原則 ➤事例:最後は自分で考えて、自分で行動を ➤会計年度独立の原則、予算総計主義の原則 ➤予算の内容、予算の調整、決算の調整と手続き ➤行政契約、契約の方法 ➤公有財産、行政財産、普通財産、物品、債権、基金 ➤公の施設の要件、設置・廃止、利用
《ワーク》「基礎自治体職員に求められるもの」	
6 地方公共団体の自主立法権 ・条例 ・必要的条例事項と任意的条例事項 ・条例制定の範囲 ・条例と罰則	➤条例、規則、規定、行政規則 ➤事例:条例は施策実現の最も有効な手段 ➤憲法、法令及び都道府県条例と市町村条例 ➤行政罰、行政刑罰、普通罰
7 地方公共団体の主体となる住民 ・住民の要件 ・住民の権利と義務 ・選挙権、被選挙権と投票 ・直接請求 ・まちづくりにおける“人”	➤事例:公園内のテント生活者からの転入届 ➤役務の提供を受ける権利と納税等の義務 ➤事例:外国人の選挙権に関する憲法と地方自治法 ➤条例の制定改廃、事務監査、長や議員等の解職等 ➤地方創生SDGsにおけるまちの好循環
《ワーク》「まちの好循環を生み出す“人”」	

地方自治法・地方公務員法研修

－研修プログラム案－

講義テーマ	主なコンテンツ
Ⅲ 住民のために ・地方公共団体の目的 ・職員に求められる行動(公務員倫理行動) ・地方公務員の現状 ・住民の不満は不要論へ ・成果を生み出す3つの柱 ・最も重要な人と仕事のマネジメント ・地方公務員法がめざす職員 《ワーク》「あなたにとって全力とは」	➢仕事の成果と信頼確保 ➢全力で公平公正な職務遂行 ➢事例「どうして職員は働かないのか」 ➢事例「不祥事防止の抜本的解決策は民間委託」 ➢人材とスクラップとコンプライアンス ➢人と仕事のマネジメントの基本は地方公務員法 ➢安心して、住民のために、全力で働く職員
Ⅳ 地方公務員法 1 地方公務員法の基本的事項 ・地方自治法が規定する職員 ・地方公務員法の目的 ・地方公務員の種類 ・人事機関と人事行政 2 安心して働く職員 ・給与、休暇等勤務条件 ・労働基準法の適用 ・再任用と定年延長 ・分限と懲戒 ・厚生福利、労働安全衛生、公務災害補償 《ワーク》「民間より充実した公務員の休暇等の理由」 3 成長し、活躍する職員 ・能力評価は人材育成の最大のツール ・業績評価は仕事の成果に欠かせないツール ・公正な評価なくして制度なし ・公正な評価のために ・面談は育成の場、コミュニケーションの場 《ワーク》「人事評価への取り組み状況」 4 住民から信頼される職員 ・コンプライアンス行動 ・コンプライアンス向上のための5つの行動指針 ・地方公務員法が規定する服務 ・ハラスメントの防止 ・個人情報の厳正な管理 ・公金の適正な取り扱い ・汚職の防止 ・リスクマネジメント ・住民への説明責任 ・住民から信頼される姿勢 《ワーク》「あなたの職場の問題あるかも行為」 5 働きがいのある職場 ・変化の漂流者から変革への挑戦者に ・心理的安全性の高い職場に貢献を	➢地方公務員法制定の根拠 ➢地方自治の本旨の実現 ➢一般職と特別職 ➢任命権者と人事委員会・公平委員会 ➢勤務条件決定の原則 ➢地方公務員の労働基本権 ➢事例「最後まで充実した公務員人生」 ➢事例「どれほど厳しい処分をしても」 ➢事例「公費を財源とする厚生事業」 ➢事例「人事評価が2・6・2の法則を変える」 ➢目標の共有、組織化、目標管理 ➢事例「迷える評価者」 ➢絶対評価、強み弱みの明確化、納得できる評価 ➢人材育成サイクルの構築 ➢コンプライアンス違反をしない、させない、見逃さない ➢事例「初歩も基本もできません」 ➢職員が守るべきルールの基本 ➢事例「相次いだセクハラ、パワハラ」 ➢事例「SNSに注意」 ➢事例「月1回、通帳を見ていれば」 ➢事例「缶コーヒーを当たり前に取り扱った職員」 ➢問題ある、あるかも行為の洗い出しと対応 ➢事例「説明はプラスもマイナスも正直に」 ➢3つのサービスマインド ➢事例「目の前の仕事で手一杯と言いつつ増え続けるのか」 ➢生産性は3割増 ➢上司も部下も、ベテランも若手も思いは一つ
おわりに	

※項目・内容・事例・ワークは若干変更する場合があります。

本研修に関するお問い合わせ

一般社団法人 日本経営協会 関西本部

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4(大阪科学技術センタービル)

電話 06-6443-6925 FAX 06-6441-4319

URL <http://www.noma.or.jp>